

平成 26 年会社法改正の概要

1 社外取締役・社外監査役の社外性要件の見直し（社外役員としての独立性確保）

社外性の要件に、親会社関係者でないこと（2条15号ハ、16号ハ）、兄弟会社関係者でないこと（2条15号ニ、16号ニ）を追加し、また、会社関係者の近親者についても社外性を否定して（2条15号ホ、16号ホ）、社外性要件の厳格化を図った。

同時に、社外性要件を緩和する改正も行われた。すなわち、社外性要件の対象期間を限定し、社外取締役については、その就任の前10年間に「業務執行取締役等（業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人）」であったことがなければ、社外性要件を満たすものとしている（2条15号イ）。ただし、その就任の前10年間に、業務執行取締役等であったことがなくても、業務執行取締役等以外の役員であったことがある者は、当該役員への就任の前10年間に業務執行取締役等であったことがないことが、社外性の要件となっている（2条15号ロ）。同様に、社外監査役についても、社外性の要件が緩和されている（2条16号イロ）。詳しくは、第7章・理解ポイントを参照。

2 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務

監査役会設置会社（公開会社かつ大会社であるものに限る。）でその発行する株式について有価証券報告書の提出義務のある会社が、事業年度の末日に社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならない、とされた（327条の2）。

「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明できなければ、社外取締役を置かざるを得ず、327条の2の規定は、事実上、当該監査役会設置会社に社外取締役の選任を義務化するものともいえる。

3 責任限定契約の対象の見直し

427条の責任限定契約の対象を、「社外取締役等（社外取締役・会計参与・社外監査役・会計監査人）」から「非業務執行取締役等（業務執行取締役等でない取締役・会計参与・監査役・会計監査人）」へ改正し、社外取締役ではない取締役のうち業務執行取締役等ではない者、社外監査役ではない監査役にまで、その対象を拡大した（427条1項）。社外性の要件の厳格化（前記1）により、社外取締役・社外監査役でなくなる者に、引き続き427条の規律を及ぼすためである。

非業務執行取締役等が業務執行取締役等に就任したときは、責任限定契約は、将来に向かってその効力を失う（同条2項）。

4 監査等委員会設置会社の導入

会社法は、社外取締役の積極的な活用を期待していたが、本改正以前の段階において、社外取締役は広く利用されるに至らなかった。

これは、監査役会設置会社については、少なくとも2人の社外監査役の選任が義務づけられるため（335条3項）、社外監査役に加えて社外取締役を選任することの重複感・負担感があり、また、従来の委員会設置会社については、指名委員会・報酬委員会を置くことへの抵抗感があったことによる。

そこで、改正法は、社外取締役の機能を活用しやすい機関設計として、新たに「**監査等委員会設置会社**」の制度を導入した（第2編第4章第9節の2）。これに伴い、従来の委員会設置会社は、「**指名委員会等設置会社**」と改称された（2条12号）。

監査等委員会設置会社（2条11号の2）は、指名委員会等設置会社と同様、定款の定めにより選択的に導入する制度であり（326条2項）、株式会社で監査等委員会の設置を強制されるものは存在しない。監査等委員会設置会社は、取締役会を置かなければならず（327条1項柱書・3号）、取締役会は、監査等委員でない取締役の中から**代表取締役**を選定しなければならない（399条の13第3項）。監査等委員会設置会社には、3人以上の監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）から構成される**監査等委員会**が設置され（331条6項、399条の2第1項・2項）、監査役は置かれぬ（327条4項）。監査等委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない（同条5項）。

(1) 監査等委員の身分保障

監査等委員の身分保障については、監査役会設置会社における監査役に近い仕組みが採用され、監査等委員の**業務執行取締役等からの独立性の確保**が図られている。

すなわち、監査等委員は、それ以外の取締役とは区別して株主総会決議によって選任され（329条2項）、株主総会の特別決議により解任される（309条2項7号）。そして、選任・解任については、監査役と同様の手続的保護が与えられている（344条の2、342条の2第1項・2項）。監査等委員の任期は、それ以外の取締役の任期より長く、2年とされ、定款又は株主総会の決議によって短縮することはできない（332条1項・4項）。また、監査等委員の報酬等は、それ以外の取締役とは区別して決定され（361条2項・3項）、監査等委員の報酬等についての各監査等委員の意見陳述権も認められている（同条5項）。

(2) 監査等委員の具体的権限

一方で、監査等委員の具体的権限については、指名委員会等設置会社の監査委員の権限に近い仕組みが採用されている（399条の3、399条の6、399条の7第1項2号）。

さらに、監査等委員会には指名委員会等設置会社の指名委員会・報酬委員会に準じる機能を発揮することが期待され、監査等委員会が選定する監査等委員には、監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任及び報酬等についての意見陳述権が認められる（342条の2第4項、361条6項）。すなわち、監査等委員会は、**純然たる監査機関にとどまらない**。

(3) 監査等委員会の運営

監査等委員会の運営については、基本的に、指名委員会等設置会社の3委員会と同様の規律が設けられている（399条の8～10、399条の14等）。

ただし、監査等委員会は、指名委員会等設置会社の3委員会のような取締役会の内部機関ではなく、**取締役会から独立した機関**であるため、監査等委員会の招集期間の短縮については定款の定めが要求され（399条の9第1項）、また、取締役会の決定により決議要件は変更できない（399条の10第1項）、というように、3委員会の場合（411条1項、412条1項）とは異なる規律も設けられている。

(4) 取締役会の権限の委譲

監査等委員会設置会社の取締役会は、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職を行い（399条の13第1項）、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないことが原則とされている（同条4項）。

しかし、①監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合、又は、②重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定める場合には、取締役会決議により、指名委員会等設置会社と同様の範囲で、業務執

行の決定を取締役に委ねることができる（同条5項・6項）。

(5) 監査等委員会の承認による423条3項の適用排除

監査等委員である取締役以外の取締役の利益相反行為について「**監査等委員会の承認を受けたとき**」は、423条3項の推定が及ばなくなる（423条4項）。

5 会計監査人の選任等に関する議案の決定権限の見直し

監査役設置会社において、株主総会に提出する会計監査人の選任等に関する議案の内容は、監査役が決定することになった（344条1項、監査役会設置会社につき同条3項）。

これにより、監査機関が会計監査人の選任等に関する議案の内容を決定する形で、監査役設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社の規律が統一された（399条の2第3項2号、404条2項2号）。

6 公開会社における募集株式の割当て等の特則

公開会社は、有利発行に該当しない限り、取締役会の決議のみで、第三者割当て又は公募による募集株式の発行等を行うことができる（201条1項）。しかし、特に第三者割当ては、取締役会の決議のみによって既存株主の持株比率の希釈化をもたらす、さらには支配株主の異動を伴うこともあるため、既存株主にとっては望ましいものではない。実際、資本市場において、濫用的な第三者割当て増資が大規模に行われ、近年、問題視されるようになった。

そこで、改正法は、**公開会社における募集株式の割当て等の特則**を設け、支配株主の異動を伴う募集株式の発行等の場合に、まず、支配株主となるべき者についての情報開示を要求した。すなわち、公開会社は、募集株式の引受人及びその子会社等が総株主の議決権の過半数を有することとなる場合には、払込期日の2週間前までに、株主に対し、当該引受人（**特定引受人**）の氏名又は名称及び住所、特定引受人が株主となった場合の議決権の数などの事項を通知・公告しなければならない（206条の2第1項・2項）。

そして、上記の通知・公告の結果、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が当該通知・公告の日から2週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。）による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、原則として、払込期日の前日までに、**株主総会の決議**によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の総数引受契約について承認を受けなければならないとして、既存株主の関与を認めた（同条4項本文）。ただし、例外として、**当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは**、株主総会の決議による承認は不要となる（同条項ただし書）。

なお、上記の規制の潜脱を防ぐため、公開会社における募集新株予約権の割当て等についても、同様の特則が設けられた（244条の2）。

7 株式の仮装払込みに関する改正

会社設立の手續及び会社成立後の募集株式発行等の手續において株式引受人が出資の履行を仮装した場合でも、株式引受人は、株主となる権利を失うことなく、引き続き出資を履行する義務を負うこととされた（52条の2第1項、102条の2第1項、213条の2第1項）。出資の履行の仮装に関与した発起人や取締役等も同額の金銭の支払義務を負うが、

その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明すれば、支払義務を免れる（52条の2第2項、103条2項、213条の3第1項）。

また、新株予約権を行使した新株予約権者につき払込みの仮装があった場合についても、同様の規定が新設された（286条の2第1項、286条の3第1項）。

8 従来のキャッシュ・アウトの手法の整備と、特別支配株主の株式等売渡請求制度の新設（第10章・理解ポイント参照）

9 濫用的な株式買取請求の行使を効果的に防止する制度の導入

株式買取請求権を行使した株主は、会社の承諾を得ないと、当該請求を撤回することができない（116条7項、182条の4第6項、469条7項、785条7項、797条7項、806条7項）。とりあえず買取請求を行ってにおいて株価が上がったときは撤回するといった濫用的な株式買取請求権の行使を防止するためである。

しかし、従来、株券発行会社の株式については、反対株主が株式買取請求を行いながら株券を交付して株式譲渡を行うことができ、事実上、会社の承諾なしに買取請求の撤回が可能となっていた。

そこで、改正法は、買取請求の撤回制限がより実効的なものとなるよう、株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、反対株主は、会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない、とした（116条6項、182条の4第5項、469条6項、785条6項、797条6項、806条6項）。

また、上場株式についても同様の問題があったが、社債、株式等の振替に関する法律を改正し、新たに買取口座の制度を設けて、この問題に対処した（同法155条）。

10 濫用的会社分割における債権者の保護のための改正

会社分割では、分割会社の事業を構成する権利義務の一部を切り分けて承継会社・設立会社（以下、「承継会社等」とする。）に承継させることができる。このため、経営不振の会社が、①優良事業に関する権利義務を分割会社に残し、免脱を図る不採算事業に関する債務だけを分割して承継会社等に承継させたり、逆に、②免脱を図る不採算事業に関する債務を分割会社に残し、優良事業に関する権利義務だけを分割して承継会社等に承継させたりすることができ、債権者の不利益に利用される危険が大きい。

このうち、②の分割会社に残される債権者（**残存債権者**）は、いわゆる人的分割の場合を除き、債権者異議手続の対象とはされていない（789条1項2号、810条1項2号）。しかし、承継会社等から分割会社に交付される対価が不当に少なければ残存債権者は当然に害されるし、対価が承継純資産に見合うものであっても、一部の債権者だけを優遇するという形で残存債権者が害される危険性がある。実際に、このような債権者詐害的な会社分割（濫用的会社分割）の事例が多く見られ、裁判例において、詐害行為取消し（民法424条）、法人格否認の法理、会社法22条1項の類推適用などによって残存債権者の保護が図られてきた。

このような状況の下、改正法は、残存債権者保護のため、新たに、**残存債権者の承継会社等に対する支払請求権**を認める規定を設けた。

すなわち、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請

求することができる、とした（759条4項本文、761条4項本文、764条4項、766条4項）。ただし、吸収分割の場合は、承継会社が吸収分割の効力発生時に残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この請求権は認められない（759条4項ただし書、761条4項ただし書）。

なお、詐害事業譲渡の場合についても、残存債権者保護のため、同様の規定が設けられた（23条の2第1項）。

11 親会社による子会社株式の譲渡と事業譲渡規制の拡大

株式会社が「事業の重要な一部の譲渡」をする場合には、原則として、株主総会の特別決議により承認を受ける必要がある（467条1項柱書・2号、309条2項11号）。一方、企業グループ内の親会社が重要な子会社株式を外部の会社に譲渡する場合には、株主総会の特別決議による承認は不要であり、取締役会決議による承認を受ければよいとされている（362条4項1号）。このような親会社による子会社株式の譲渡は、企業集団全体から見れば、「事業の重要な一部の譲渡」と実質的に同様であるにもかかわらず、規制に差異が生じている。

そこで、改正法は、親会社株主の利益保護を図るため、一定の場合に事業譲渡規制を拡大した。

すなわち、親会社である株式会社は、その子会社の株式又は持分（子会社株式等）の全部又は一部の譲渡をする場合に、①当該子会社株式等の帳簿価額が親会社の総資産の5分の1を超えていて、かつ、②効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しなくなるときは、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議（309条2項11号）によって、当該子会社株式等の譲渡契約の承認を受けなければならない、とした（467条1項柱書・2号の2）。

12 多重代表訴訟制度の導入

会社が持株会社化され、その事業が子会社で営まれている場合に、実際に事業を行う子会社の取締役の任務懈怠行為によって子会社が損害を被り、結果として、親会社株主の出資が危険にさらされても、従来、親会社株主が子会社の取締役の責任を直接追及する手段はなかった。

この場合、親会社は、子会社の株主として、株主代表訴訟によって子会社の取締役の責任を追及することができる（847条、責任追及等の訴え）。しかし、当該訴えにおいて親会社を代表するのは親会社の代表機関であり、親会社の取締役と子会社の取締役との間の人的関係によって、親会社が子会社の取締役の責任を十分に追及しないおそれもある。

そこで、親会社株主が、子会社のために、子会社の取締役に対して株主代表訴訟を提起できる制度（多重代表訴訟）の創設が検討されていたが、一方で、多重代表訴訟の創設に反対する意見も多かった。反対意見は、子会社の取締役に問題があった場合には、内部統制システムの構築義務違反や、子会社の取締役の責任を追及しないことなどについての親会社の取締役の責任を問うことにより、親会社株主を保護することができることなどを理由としている。

賛否両論ある中、改正法は、限定的ながら、**最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え**（847条の3）という形で、多重代表訴訟制度を導入した。

すなわち、特定責任追及の訴えを提起できるのは、多重的な支配関係が構築された企業グループの頂点に位置する株式会社（条文上は、「**最終完全親会社等**」）の総株主（完全無

議決権株主を除く。）の議決権の100分の1以上の議決権，又は，当該最終完全親会社等の発行済株式（自己株式を除く。）の100分の1以上の数の株式，を有する株主に限られる（847条の3第1項柱書本文，少数株主権）。また，この訴えの対象は，企業グループに占める規模が大きな完全子会社の取締役等の責任（**特定責任**）に限られる（同条4項）。

特定責任追及の訴えは，所定の要件を満たした最終完全親会社等の株主が，原則として完全子会社に対する提訴請求を経て，提起することができる（847条の3第1項柱書本文，7項，9項）。このような手続の流れは，通常の株主代表訴訟の場合と同様である（847条1項，3項，5項）。

濫用的提訴を阻止する要件についても，通常の株主代表訴訟の規定（847条1項ただし書）と同様の規定が設けられているが（847条の3第1項1号），さらに，特定責任追及の訴えに特有の規定も設けられている（同条項2号）。

なお，免除に総株主の同意が必要な責任（55条，103条3項，120条5項，424条など）が特定責任である場合には，免除には**当該株式会社（完全子会社）の総株主及び最終完全親会社等の総株主の同意**が必要とされている（847条の3第10項）。これに関連して，特定責任について一部免除（425条ないし427条）を行う場合についても，完全子会社の株主と最終完全親会社等の株主の利益に配慮した改正が行われている。例えば，株主総会の特別決議による責任の一部免除を行うためには，**当該株式会社（完全子会社）の株主総会及び最終完全親会社等の株主総会の決議**が必要とされている（425条1項）。

13 旧株主による責任追及等の訴え

代表訴訟の原告株主等は，当該訴訟係属中に株主でなくなっても，その原因が株式交換・株式移転により当該会社の完全親会社の株主となったことなどによるときは，なお代表訴訟を進行することができる（851条）。

改正法では，これに加え，株式交換・株式移転などの効力発生前に代表訴訟が提起されていなくても，旧株主に代表訴訟の提起を認めることにした（847条の2，**旧株主による責任追及等の訴え**）。